

## 第 2 回

# 栃木県塩那交通圏タクシー特定地域協議会 議 事 概 要

平成 22 年 1 月 27 日（水）

14：00～15：30

矢板市文化会館小ホール

### 1．開会

### 2．議事

#### （ 1 ） 栃木県塩那交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の改正（案）について

- 事務局より東日本旅客鉄道株式会社大宮支社が協議会構成員に加わる旨改正内容の説明 -

設置要綱の改正の協議については、委員に諮ったところ特段の意見なし

#### （ 2 ） 第 1 回栃木県宇都宮交通圏・県南交通圏・塩那交通圏合同タクシー特定地域協議会議事概要について

事務局より議事概要について、資料説明

#### （ 3 ） 栃木県塩那交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（素案）について

事務局より地域計画（素案）について、資料説明

川上委員【代理】 ・ 3 つの特定地域の計画に施策の地域ごとの特性や留意点はあるのか。

- ・ 協議会の場で減車の議論はしないとのことだが、労働者の待遇改善のなかで、歩合制賃金のあり方、労働条件の具体的な施策の記載がないのは意味があるのか。

事務局 ・ 栃木の 3 つの特定地域各々特色を持った計画にしなければならないと考えている。今回の塩那交通圏においては観光に関する事業に特色をもった計画としたい。

- ・ 賃金の話については、運輸政策審議会において歩合制賃金について審議されたことがあったが、歩合制を否定したものではない。事業経営として、賃金だけに特化するのも難しく、今回の計画においては、需要喚起を行うことで日車營收が上がれば、賃金・労働条件が改善していくということを考えている。

長山委員 ・ 那須塩原市ではコミュニティバスを運行している。現在路線の見直しを行っているが、バスでは進入出来ない地区があり、そのような地域に居住する自家用車を利用

出来ない高齢者等はタクシーを利用するしかない。市としても高齢者にタクシー券を配布して、タクシーの利用を勧めている。

- ・しかしながら、年々市の財政も厳しい状況になってきており、( 13 ページの ) 高齢者・障害者の公的支援拡充は難しい。
- ・また、個人的な見解ではあるが、全体として計画を遂行したとしても飛躍的に需要が回復させるのは難しいのではないかと。
- ・これから、事業者が減車をしていくなかで業界が縮小していく印象がある。現在、( 減車するような ) 余った車を活用して、新しいアイデアが考えられないのか。

- 事務局
- ・高齢者・障害者の公的支援拡充については、自治体の財政が切迫しているのは重々承知しているが、現存国からの補助等も難しい状況にある。
  - ・現在、供給過剰ということで、今後事業者による特定事業計画においての減車という方向に向かいながら、タクシーの産業としての機能回復を目指した特定事業計画を遂行し、長期的な視点でタクシーの需要を喚起していくと計画している。

- 荻原委員
- ・観光協会として観光情報を備えたドライバーの育成をお願いしたい。
  - ・外国人観光客に対応する支援・施策出来ることがあれば行っていきたい
  - ・現在、平場(市街地)の観光を提唱しており、滞在型の観光客等が町へ来て頂けるような施策もあればいいと思う。

- 事務局
- ・15 ページに特定事業のなかに「観光タクシー乗務員に主要観光地の観光案内講習会を実施」とあるように、乗務員に地域の観光知識の醸成を目指した計画を考えている。
  - ・外国人観光客の対応については、高齢乗務員にも対応できるような簡単な会話マニュアル等を作成し、車内に設置するようなイメージを持っている。

- 傳法谷委員【代理】
- ・駅前広場には、JR と自治体が折半した協定広場というものと、100% JR が所有しているものがある。
  - ・( 計画のなかで ) JR 東日本が独自で実施主体とされていることについて、実際には多くが協定広場となっていることから、概念からしてそぐわないと懸念を持っていたが、17 ページの( 注 ) において「実施主体等」の解釈が明確にされたことについては配慮があったと思っている。
  - ・また、駅前広場は複数の公共交通機関が乗り入れしていることから、広場の活用・拡大については、( JR と ) 自治体等と協力して相互的な検討を行わなければならないことはご理解いただきたい。

- 事務局
- ・実施主体等とは、事業者毎にタクシー事業者であったり、土地権者であったりと各々に役割が違うところがあるので、実際には施策ごと個別に協議していくことをご理解いただきたい。

- 川勾委員 ・かつては、乗務員の賃金は固定給であったが、バブル期に乗務員によるオール歩合給の願い出によって今現在の歩合給になった経緯もあるが、その当時は誰も今の状況を考えていなかった。しかし、今固定給に戻したら経営が立ち行かなくなってしまう。
- ・もはや企業努力によって需要喚起をおこなっても、回復の見通しが立たない状況まで来ている。これを機に、関係者の方々からアドバイスをいただきながら、どのような努力をしていったらいいのかというのが、今回の地域計画であると考えている。
- 青山委員 ・11ページの「タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり」にもあるように、昨年から運転免許返納割引を実施しているが、制度前に返納してしまい運転経歴証明がない方々については適用できないのか。
- ・先ほど（川勾委員から）賃金の話があったが、労働組合としては固定給をお願いしたいところだが、経営が切迫していることも理解している。できれば、A B賃金の形態でお願いしたい。
- 事務局 ・運転免許経歴証明については、免許の有効期限内に返納した際に希望があれば運転経歴証明を交付するもので、以前に返納した方については発行するのは難しいと聞いている。
- 高根澤委員 ・タクシーは平成14年以前は需給調整で規制されていたことから、既存の事業者は規制に「あぐら」をかいていたのは否めない。その後、各社企業努力を実施してきたが、構造上現在の状況を回復するのは難しい。これを機会に皆様のお知恵をお借りしたい。
- ・また、長山委員からも意見があったように、従来の固定観念を拭い、新しい需要を喚起するアイデアが必要だと思う。
- 荻原委員 ・バス等が利用出来ない僻地等で、相乗り推進券的な施策を検討されてはどうか。
- 事務局 ・ご近所、観光客等向けにHPや掲示板等に観光タクシー実施・相乗り等のPRの取り組みも考えていきたい。
- 四月朔日会長 ・後日意見・不備があった場合には、添付の「栃木県塩那交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（素案）に対する修文意見等について」に意見を添えてFAXにてお寄せいただきたい。
- ・本日いただいた意見・提案については、次回協議会までに検討を行い、最終的な地域計画（案）を提示したい。

#### （４）その他

- 長山委員 ・地域計画の策定後、どのように実施していくのか。

- 事務局
- ・次回以降の協議会で合意を受けた地域計画のなかから、タクシー事業者が実施できる特定事業を複数選んで国土交通省に申請いただき、申請の認定を行い、実施していくことになる。
  - ・その後、半年程度の様子を伺い、時期を捉え協議会で検証を行っていくことになる。

## 6. 閉会

- 事務局
- ・次回は地域計画の最終案を提示して協議いただくことになる。
  - ・第3回については3月中に開催する予定である。

以上をもちまして、第2回栃木県塩那交通圏タクシー特定地域協議会  
を閉会いたします。

### 【配布資料】

議事次第

委員名簿

配席図

資料1 栃木県塩那交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の改正（案）

資料2 第1回栃木県宇都宮交通圏・県南交通圏・塩那交通圏合同タクシー特定地域協議会  
議事概要

資料3 栃木県塩那交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（素案）

以上